

ご案内

問い合わせ・ご相談は

幸手市社会福祉協議会

☎ 43-3277・FAX 40-1460

埼玉県生活福祉資金 貸付制度

貸付主体

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

基本的要件

- 1 貸付けは世帯単位・・・基本的に個人ではなく、世帯単位への貸付けで、会社組織や団体は不可。
- 2 連帯保証人が必要(一部例外あり)・・・原則として、必要。借入人と連帯し、債務を負担。
- 3 他制度等を優先・・・他制度の貸付けを受けることが可能な場合は、他制度を優先して活用。
- 4 既に購入、支払済みのものは対象外(一部例外あり)・・・今後発生する費用について審査をし、貸付け。

資金の種類によって、要件が異なります。

種類

貸付対象世帯

種別	用途	貸付対象世帯			貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
		低所得	障がい者	高齢者				
更生資金	生業費	●			2,800,000円以内	12月以内	7年以内	年3%
			●		4,600,000円以内	18月以内	9年以内	
	技能習得費	●			1,100,000円以内	6月以内	8年以内	年3%
			●		1,300,000円以内			
※ただし、技能習得費は、法令等において、知識・技能を習得する期間を6月以上と定めている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額150,000円以内。								
福祉資金	福祉費	●	●	●	500,000円以内	6月以内	3年以内	年3%
	障害者等福祉用具購入費		●	●	1,200,000円以内	6月以内	6年以内	
	障害者自動車購入費		●		2,000,000円以内			
修学資金	修学費	●			高校・専修学校 月額35,000円以内	卒業後 6月以内	20年以内	無利子
					高等専門学校 月額60,000円以内			
					短期大学 月額60,000円以内			
					大学 月額65,000円以内			
就学支度費	●			500,000円以内				
療養・介護等費	●	●	●	1,700,000円以内	6月以内	5年以内	無利子	
緊急小口資金	●			100,000円以内	2月以内	4月以内	年3%	
災害援護資金	●			1,500,000円以内	12月以内	7年以内	年3%	

※災害を受けたことにより生業費・福祉資金・災害援護資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

その他

- 1 借入相談から償還まで、地域の民生委員による相談・助言を伴います。
- 2 上記以外の条件や手続き等、その他の資金など、詳細については、社協までご相談ください。

インターネットのホームページ <http://www.satte-syakyo.or.jp>

幸手市社会福祉協議会では、インターネットのホームページを開設しています。お知らせやボランティア講習会の実施など、様々な内容の充実に努めておりますので、ぜひご活用ください。

主な内容

- 社協ってなあに？
- 社協会員募集
- 各種事業案内
- 心配ごと相談所
- 助成金の情報
- 心身障害者デイケア施設
- 広報誌「社協さって市」
- 埼玉県共同募金会幸手市支会
- リンク
- サイトマップ
- 幸手市ボランティア・市民活動センター
- お知らせ(新着情報) など

社協のトップページです！

